

再保険契約原則 (PRICL) Version 1.0

<目次>

再保険契約原則 (PRICL) 2019

第1章 総則

第1節 PRICL の適用

第2節 定義

第2章 受再保険者及び出再保険者の義務

第1節 一般的義務

第2節 出再保険者の契約締結前の義務

第3節 契約期間中の義務

第4節 保険金請求過程における義務

第3章 救済

第4章 損害の配分

第5章 損害の合算

[本文]

第1章 総則

第1節 PRICL の適用

第1.1.1条 (実体的適用範囲)

PRICL は、契約が PRICL に準拠することを当事者が合意した場合に、再保険契約に適用する。

第1.1.2条 (外在的欠缺)

PRICL において解決されていない事項は、「ユニドロワ国際商事契約原則 2016」(「PICC」)による。

第1.1.3条 (PRICL の排除又は変更)

当事者は、PRICL のいかなる規定も、その適用を排除し、若しくは制限し、又はその効力を変更することができる。

第1.1.4条 (慣習及び慣行)

(1)当事者は、合意した慣習及び当事者間で確立した慣行に拘束される。

(2)契約条項を解釈するときは、再保険契約の当事者に通常知られ、かつ、遵守されている取引上の慣習を考慮する。

第1.1.5条 (絶対的強行規定)

PRICL の適用は、国内法、国際法又は超国家法のいずれであるかを問わず、絶対的強行規定が適用されるときに、その適用を制限しない。

第1.1.6条 (解釈及び内在的欠缺)

(1)PRICL の解釈に当たっては、その国際的な性質並びに再保険分野における信義の遵守及び PRICL の適用における統一を促進させる必要性を含むその目的を考慮する。

(2)PRICL の適用範囲に入るにもかかわらず、PRICL において明示的に解決されていない事項については、可能な限り PRICL の基礎を成す原則に従って解決する。

第2節 定義

第1.2.1条 (再保険契約)

(1)「再保険契約」とは、当事者の一方である受再保険者が、保険料を対価として、相手方である出再保険者に対して、保険又は再保険の保険金請求を受ける危険に対するてん補を約

する契約をいう。

(2)別段の規定がある場合を除くほか、PRICLにおける「契約」とは、再保険契約をいう。

第2章 受再保険者及び出再保険者の義務

第1節 一般的義務

第2.1.1条（義務一般）

契約に向けた交渉、契約の成立、契約の運用、契約の終了、又は契約の解除を通じて、当事者は、相互にこの章に定める義務を負う。

第2.1.2条（最高信義の義務）

当事者は、相互に最高信義の義務を負う。「最高信義」とは、誠実性及び透明性並びに相手方の利益を公正に考慮することをいう。

第2.1.3条（守秘義務）

当事者は、相互に提供された情報を、秘密として扱う。当事者は、法律に基づく場合、職業的アドバイザー、監査人及び再再保険者その他の取引に関与する者であって権限を与えられたものに情報を提供するため必要がある場合を除くほか、許諾がない限り、第三者に情報を開示してはならない。

第2.1.4条（紛争解決における信義）

当事者は、契約について生じた紛争を可能な限り迅速かつ効率的に解決するために合理的かつ真摯な努力を払わなければならない。

第2節 出再保険者の契約締結前の義務

第2.2.1条（出再保険者になる者の告知義務）

再保険の補償を手配する場合、出再保険者になる者は、その者が知り、又は合理的に知っているべきすべての情報であって、受再保険者が引き受ける危険に関する重要なものを受再保険者に提供しなければならない。情報は、合理的かつ慎重な受再保険者が、危険を引き受けるか否か、並びに、引き受ける場合にはいかなる条件及び条項により、またいかなる保険料を対価として引き受けるかの判断に際し影響するものであれば、その危険に関して重要であるものとする。

第3節 契約期間中の義務

第2.3.1条（保険料の支払）

出再保険者は、契約条件に従って保険料を支払わなければならない。出再保険者の支払義務を発生させるためには、受再保険者は支払を請求しなければならない。請求がなされたときは、遅滞なく保険料が支払われなければならない。

第2.3.2条（契約の文書化）

当事者は、いかなる合意についてもその文書化に関して協力し、また契約書を合理的な範囲で遅滞なく作成することに努めなければならない。

第2.3.3条（受再保険者の点検権）

受再保険者は、合理的な事前の通知をすることを条件として、元受保険関係に関する出再保険者の記録を点検する権利を有する。受再保険者の要請は、点検の時間、場所および方法について合理的なものでなければならない。

第4節 保険金請求過程における義務

第2.4.1条（保険金請求の通知）

出再保険者は、受再保険者に対して、再保険契約の対象となる保険金請求及び再保険契約の補償対象となる実質的な可能性がある事情につき、適切かつ適時に通知しなければならない。

第2.4.2条（出再保険者による保険金支払処理）

出再保険者は、再保険の補償への請求となり得る被保険者からの保険金請求に対応する

ときは、合理的かつ慎重に行動しなければならない。

第 2.4.3 条 (フォロー・ザ・セトルメント及びフォロー・ザ・フォーチュン)

損害が再保険契約において補償の対象となっている限り、受再保険者は、

(a) 損害が元受保険契約の補償範囲に一応は含まれる場合、出再保険者の支払に従い、かつ、

(b) 出再保険者の運命に従わなければならない。

第 2.4.4 条 (再保険金請求の適時の支払)

出再保険者から支払を求める保険金請求が適切に提示されたときは、受再保険者は、その保険金請求に対して契約に基づき出再保険者に支払われる金額を合理的な範囲で遅滞なく支払わなければならない。当事者は、支払の条件及び時期につき、詳細に取り決めることができる。

第 3 章 救済

第 3.1 条 (契約違反についての救済)

(1) 当事者の一方が契約に違反した場合、相手方は、次のことを請求することができる。

(a) PICC 第 7 章第 2 節に基づく履行

(b) PICC 第 7 章第 4 節に基づく損害賠償

(2) 相手方は、契約を継続することが合理的に期待できない場合、契約を終了することができる。

第 3.2 条 (契約締結前の告知義務違反についての救済)

(1) 出再保険者となる者が第 2.2.1 条に定める告知義務に違反した場合において、受再保険者が告知されなかった情報を知っていれば保険料を除いて異なる条件及び条項で契約していたときは、受再保険者は、遡って契約をその異なる条件及び条項に変更することができる。

(2) 前項の規定に従うことを条件として、出再保険者となる者が第 2.2.1 条に定める告知義務に違反し、かつ受再保険者が告知されなかった情報を知っていれば更に高い保険料で契約をしていたときは、受再保険者は、次のことを行うことができる。

(a) 受再保険者が違反を知る前に発生した損害から生ずる保険金請求に対して、支払額を按分して減額すること。

(b) 残存する契約期間についてより高い保険料を請求し、受再保険者が違反を知った後に発生した損害から生じるすべての保険金請求に対して、変更した後の契約に基づき全額の補償を提供すること。

出再保険者は、契約変更後合理的な長さの期間内に受再保険者に通知して、契約成立時に遡ってより高い保険料を支払い、通知以前に知らなかった損害に対して全額の補償を求めることができる。

(3) 出再保険者となる者による第 2.2.1 条に定める告知義務の違反が次のいずれかにあたるときは、受再保険者は、遡って契約を取り消すことができる。

(a) 詐欺的に義務の違反がされた場合

(b) 告知されなかった情報を知っていれば、受再保険者は契約を締結していなかった場合

(4) 受再保険者が、(1)ないし(3)に定める救済を求める場合には、損害の賠償も請求することができる。

第 4 章 損害の配分

第 4.1 条 (適用範囲)

本章は、契約の当事者が、「損害発生」基準又は「危険開始」基準により損害を配分することを合意した場合に適用する。

第 4.2 条 (損害発生)

(1) 「損害発生」を基準とする損害配分条項は、再保険を付された関係における被保険危険が現実化した結果として再保険期間中に発生する出再保険者の義務を、契約の時間的範囲に含める。

(2) 出再保険者の義務が発生する時点は、出再保険者の再保険に付された関係における契約条件及び条項並びにその契約に適用される法に基づいて決定する。

第 4.3 条 (危険開始)

「危険開始」を基準とする損害配分条項は、再保険期間内に開始し、又は更改される再保険に付された関係において補償される又は被保険危険が現実化した結果として発生する出再保険者の義務を契約の時間的範囲に含める。

第 5 章 損害の合算

第 5.1 条 (原則)

(1) 契約当事者は、再保険契約において、免責金額及びてん補限度につき、同一の再保険期間に配分された二以上の別の損害を一の損害として扱うことを合意することができる。

(2) 特に、契約当事者は、イベント毎の合算又は原因毎の合算として、二以上の別の損害を一の損害として扱うことを合意することができる。

第 5.2 条 (イベント単位の合算)

(1) 自己が被る損害をてん補する元受保険契約の再保険契約において、当事者がイベント単位の合算を合意した場合、再保険に付された危険の同一の現実化の直接の結果として生じるすべての損害を一のイベントにより生じたものとみなす。

(2) 第三者に対する賠償責任をてん補する元受保険契約の再保険契約において、当事者がイベント単位の合算を合意した場合、元受保険における被保険者の責任を発生させ、又は発生させたと主張される同一の作為、不作為又は事実の直接の結果として生じるすべての損害を一のイベントにより生じたものとみなす。

第 5.3 条 (原因単位の合算)

(1) 自己が被る損害をてん補する元受保険契約の再保険契約において、当事者が原因単位の合算を合意した場合、第 5.2 条第 1 項にいう一又は二以上のイベントの直接の結果として生じるすべての損害は、その種類の原因がそのようなイベントを生じさせることを合理的に予見できるときは、一の共通の原因により生じたものとみなす。

(2) 第三者に対する賠償責任をてん補する元受保険契約の再保険契約において、当事者が原因単位の合算を合意した場合、第 5.2 条第 2 項にいう一又は二以上のイベントの直接の結果として生じるすべての損害は、その種類の原因がそのようなイベントを生じさせることを合理的に予見できるときは、一の共通の原因により生じたものとみなす。